

今後のスケジュール（案）

1. 地域公共交通網形成計画の変更（修正）

①計画変更の目的

- ・都心幹線の設定に必要となる共同経営等の事業者間連携や、現在バス再編の有効化を図るために取り組んでいる前橋版M a a S環境の構築に関する施策を、公共交通ネットワークに関する基本方針となる地域公共交通網形成計画に位置付け、継続的に取り組んでいくため。

②計画変更の背景

- ・前橋市の目指す交通再編を実現するためには、ダイヤ調整だけでなく、共同経営等による運転手や車両の再配置も重要な視点となる。現在、国でも乗合バスの共同経営に向けて議論がされており、次期通常国会で乗合バス事業の独占禁止法の適用除外にかかる特例法が提出される予定となっている。
- ・今後法改正の見込まれる乗合バス事業の共同経営について、認可を受ける際にはあらかじめ法定協議会の承認を受けることが求められる。
- ・国土交通省において開催された検討会においても、M a a S等の環境整備に向けた支援充実を図るべきとの意見が挙げられている。

③変更内容

- 【追記事項】
- ・前橋版M a a S環境構築関連施策
 - ・共同経営等の事業者間連携
 - ・自動運転関連施策 等
- 【修正事項】
- ・計画期間（平成30年～令和7年度以降を想定）
 - ・既存施策の実施時期や内容の見直し
 - ・成果指標 等

④スケジュール

令和元年11月	令和2年2月頃	令和2年4月～6月	令和2年7月頃
●	●	●	●
第7回法定協議会	第8回法定協議会	パブリックコメントの実施	第9回法定協議会
	・具体的な変更内容の提示 ・進捗報告	・意見集約 ・網形成計画への反映	・地域公共交通網形成計画（変更）の承認

2. 地域公共交通再編実施計画策定の延長

①計画策定延長の理由

- ・基本方針である地域公共交通網形成計画の変更に併せ、令和2年度の再編実施計画策定を目指す

②スケジュール

- 【変更前】 令和元年12月に認定申請 → 令和2年6月頃認定を予定
- 【変更後】 令和3年2月頃に認定申請 → 令和3年9月頃認定を予定